

○ 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）

第Ⅳ期基本計画では、21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）について、調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討を行い、令和5年度（2023年度）末までに結論を得ることとされている。

（１）取組状況

① 各縦断調査の概要

令和6年9月現在において、厚生労働省及び文部科学省では、以下の縦断調査を実施している。

- ・ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児） 実施主体：文部科学省
- ・ 21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児） 実施主体：厚生労働省
- ・ 21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者） 実施主体：厚生労働省
- ・ 中高年者縦断調査 実施主体：厚生労働省

② 各縦断調査の今後の方向性に関する検討状況

ア 厚生労働省における検討状況

「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に設置した「縦断調査の改善に関するワーキンググループ」において検討を行い、21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）については、今後の方向性について、21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）との世代間比較を行うことを目的の一つとしていることから、同調査と同様、高校1年等を対象とする令和8年（第16回）調査から文部科学省を実施主体とする共管調査に変更することが適当であるとの検討結果を取りまとめた。

また、他の縦断調査についても、今後の方向性について以下のとおり、検討結果を取りまとめている。

- ・ 21世紀成年者縦断調査（平成24年成年者）については、回収客体数の減少を踏まえ、令和6年（第13回）調査を最後に中止することが適当
- ・ 21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）については、令和9年（第26回）調査から厚生労働省を実施主体とする成年者向け調査として実施することが適当
- ・ 中高年者縦断調査については、令和7年（第21回）調査から全ての対象者が70歳以上となることから、介護を受ける側の状況に関する調査項目を追加するなどの見直しを行うことが適当

イ 文部科学省における検討状況

21世紀出生児縦断調査に関する助言を得るために開催する「21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）研究会」において検討を行い、21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）については、令和8年（第16回）調査以降、文部科学省が引き継ぐ方向で調整することを確認した。調査実施の引継ぎに向けては、予算の確保や実施体制等の課題があることから、厚生労働省と連携しつつ、実現に向けて調整・検討していくこととしている。

（２）取組状況に対する評価、今後の方向性等

21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）は、同一調査客体に対する調査結果を積み上げていく重要な調査であり、継続実施されることにより価値を増すと考えられるため、厚生労働省及び文部科学省の共管調査として継続実施することは評価できる。

今後、厚生労働省及び文部科学省が十分に連携し、調査の実施主体が文部科学省に移管される令和8年度の調査実施に向けて検討を行い、体制の整備に努めることが必要であり、統計委員会としても今後の取組を注視していくこととする。

厚生労働省及び文部科学省との共管調査となることで、少子化対策のみならず、こどもや若者を取り巻く環境が進路選択等に与える影響を明らかとすることができ、21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）との世代間比較も可能となることから、こども・若者政策を担うこども家庭庁とも情報共有を行いつつ、両省が連携・調整し、将来的にその結果が有効活用できるよう、調査内容について一体的に検討を進めていくことが必要と考えるところ、他の縦断調査を含め、施策ニーズに応じた調査内容の検討がされているなど、両省における検討も進捗しており、今後の取組が期待される。

○ 公的統計におけるPDCAサイクルの確立・定着に向けた「点検・評価」及び「統計作成プロセス診断」の実施状況

第IV期基本計画では、①各府省は、「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」(令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ(令和5年7月28日改定))。以下「点検・評価ガイドライン」という。)に基づき、所管する統計調査を対象として、実施計画を定めて計画的に点検・評価を実施すること、②総務省は、各府省において点検・評価が実施される際に、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行うことについて、令和5年度(2023年度)から実施することとされている。

(1) 取組状況

① 点検・評価の実施状況について

令和5年度は、各府省において76調査の点検・評価が実施された。

令和6年度は、126調査の点検・評価の実施が予定されており、取組が始まった令和2年度から各府省が実施した点検・評価の延べ件数は、点検・評価の対象となる統計調査数を上回る事となる。

令和5年度の各府省の点検・評価を通じた主な改善例は以下のとおり。

- ・ 業務の標準化等を図るための業務マニュアルの整備・改善
- ・ 品質表示の充実
- ・ 統計調査を取り巻く環境の変化等に応じた調査項目・集計項目等の見直し
- ・ 報告者等の負担軽減や業務の効率化等を図るためのデジタル技術の活用
- ・ 結果精度確保のための標本設計の見直し
- ・ 業務委託・民間事業者の活用
- ・ 公表時期の遅延や集計作業の漏れ等への対応

② 統計作成プロセス診断の実施状況について

総務省において、診断の実施方法などを定めた統計作成プロセス診断の方針(フレームワーク)及び診断の基準となる要求事項が令和5年7月28日に決定され、これを受けて、令和5年度後半から診断の本格実施に着手した。

令和5年度は、4つの基幹統計調査を対象に統計監理官4人程度の2チームで診断を実施した。令和6年度は、9つの基幹統計調査を対象に診断の実施を予定している。

令和5年度の診断を通じて取りまとめた主な助言、好事例等は以下のとおり。

ア プロセス診断を踏まえた助言等

- ・ マネジメントの充実、業務マニュアルの整備等
- ・ 誤り発見時の対応、不測の事態への対応等
- ・ システムやプログラムの活用等
- ・ 調査票(情報)の保存・管理等

イ プロセス診断を通じて把握した好事例等

- ・ 品質向上のための組織体制の充実
- ・ 業務能力の向上に向けた教育・訓練の充実
- ・ 問題発生時や誤り発見に係る取組
- ・ モニタリングシステムの活用
- ・ 審査・集計におけるチェックリストの活用

(2) 取組状況に対する評価、今後の方向性等

令和2年度に開始した各府省における「点検・評価」の取組については、令和5年度までにほぼ一巡するなど、概ね着実に実施されているものと評価できる。PDCAサイクルの確立は統計の品質確保・向上に必要不可欠な取組であることから、その中核となる「点検・評価」の着実な実施と更なる充実・改善に取り組むことが期待される。

「統計作成プロセス診断」については、令和5年度において、診断の方針及び要求事項の策定を経て、順調に診断の本格実施に至ったことを評価できる。令和6年度は初めて年間を通して実施する年でもあり、今後、診断の計画的かつ円滑な実施に向け、診断ノウハウの蓄積・共有を図ることが必要である。また、診断の助言等を踏まえた各府省における改善の取組状況について、積極的に把握するとともに、好事例の横展開に取り組むことが期待される。

○ 統計に関する国際貢献の状況

第Ⅳ期基本計画では、統計委員会の知見を活用するとともに、WEB会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の恒常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る取組について、令和5年度（2023年度）から実施することとされている。

（１）取組状況

① 国際会議への出席状況

2023年度は、6府省から延べ136人の職員が50の国際会議に出席し、議論への参加、発表等が実施されている。

主な取組としては、国連統計委員会の委員国として公的統計に関する国際的な議論に貢献するとともに、2025年3月に同委員会で採択が予定されている2025 S N A（仮称）に向けた国際的な議論について、継続的・積極的な関与を図っている。

② 国際機関・諸外国への職員の派遣状況

2023年度は、5府省から7の国際機関・国に延べ27人の職員が派遣されている。

主な取組としては、総務省から国連統計部に対し、2017年から毎年1名、計7名の職員を派遣し、持続可能な開発目標（S D G s）の進捗を測定するグローバル指標等に関する国際基準・ルールづくりに貢献している。

③ 諸外国からの研修生・技術交流の受入れ状況

2023年度は、2省が25か国から延べ76人の研修生・技術交流を受け入れている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度には受入れ数が減少したが、2021年度以降、オンライン形式を含め徐々に回復傾向にあり、2023年度は全て対面での受入れとなっている。

④ 国連アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組

総務省において、国際連合との協定に基づき、現金寄与（分担金）、現物寄与（建物・施設等の提供、外部講師の派遣等）、役務の提供（総務省職員の派遣）を実施している。

研修については、対面研修及びオンライン研修を実施しており、2023年度は、148か国・地域等、合計3,163名に対して研修を実施。新型コロナウイルス感染症の影響により、減少していた対面研修の受講者数が回復した一方で、同時期に増加したオンライン研修の受講者数は大きく減少することなく推移している。

（２）取組状況に対する評価、今後の方向性等

統計行政における国際貢献については、2025 S N Aの検討を含めた国際会議への参画のほか、新型コロナウイルス感染症の影響で一時期停滞していた統計職員の派遣や受入れによる国際協力も順調に進んでいるなど、一定程度取り組まれている状況がみられる。国連アジア太平洋統計研修所（S I A P）における研修生についても、オンライン研修の受講者数を維持しつつ、対面研修の受講者数が新型コロナウイルス感染症の影響以前の水準より増えていることは評価できる。

2024年4月に我が国は、引き続き、国連統計委員会の委員国に選出された（任期2028年まで）ことも踏まえ、今後、国際会議等への参加を一層進め、統計行政に関する情報発信の機会・内容を拡充することにより、我が国における統計の技能や知識を国際社会に展開しつつ、国際統計人材を育成していくとともに、S I A Pの運営への協力を通じた諸外国における更なる能力構築に取り組むことが期待される。